

県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十一号

県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十一年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第一」を「別表」に、「入学者選抜料、選考料、入学料及び聴講料」を「授業料等」に改め、同条第二項を削る。

別表第一を別表とし、同表高等学校の部入学料の項の次に次のように加える。

授業料	全日制の課程 定時制の課程 年間履修単位	月額	九、九〇〇	在籍する生徒（月の全日数にわたり留学し、又は休学する者を除く。）
受講料	一単位につき	〃	二、五〇〇	通信制の課程の生徒
	専攻科	〃	一〇、三〇〇	
	同一〇単位未満	〃	一、〇一〇	
	同一五単位未満	〃	二、〇二〇	
	同一一〇単位以上	〃	二、五〇〇	
	同一一五単位以上	〃	三、〇〇〇	
	同一二〇単位以上	〃	三、五〇〇	
	同一二五単位以上	〃	四、〇〇〇	
	同一三〇単位以上	〃	四、五〇〇	
	同一三五単位以上	〃	五、〇〇〇	
	同一四〇単位以上	〃	五、五〇〇	
	同一四五単位以上	〃	六、〇〇〇	
	同一五〇単位以上	〃	六、五〇〇	
	同一五五単位以上	〃	七、〇〇〇	
	同一六〇単位以上	〃	七、五〇〇	
	同一六五単位以上	〃	八、〇〇〇	
	同一七〇単位以上	〃	八、五〇〇	
	同一七五単位以上	〃	九、〇〇〇	
	同一八〇単位以上	〃	九、五〇〇	
	同一八五単位以上	〃	一〇、〇〇〇	
	同一九〇単位以上	〃	一〇、五〇〇	
	同一九五単位以上	〃	一一、〇〇〇	
	同一百単位以上	〃	一一、五〇〇	

別表第二を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収については、なお従前の例による。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

3 住民基本台帳法施行条例（平成十四年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改

正する。

別表第二教育委員会の項中「第二条第二項の規定による授業料」を「第二条の規定による授業料等（授業料に限る。）」に改める。